

地方税法等の一部改正について

1 要旨・目的

令和 5 年 12 月 22 日に令和 6 年度税制改正の大綱が閣議決定され、このうち地方税について、令和 6 年 2 月 6 日に「地方税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。

2 地方税法等の主な改正内容

税 目	内 容	備 考
個人県民税	【定額減税の実施】 令和 6 年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族 1 人につき 1 万円の減税を実施（所得制限あり） ※ 定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填	令和 6 年 4 月 1 日施行
法 人 事 業 税	【外形標準課税の適用対象法人の見直し】 《減資への対応》 外形標準課税の現行の適用基準（資本金 1 億円超）を維持した上で、当分の間、「前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるもの」は、外形標準課税の対象とする。	令和 7 年 4 月 1 日施行
	《持株比率 100%子法人等への対応》 資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の持株比率 100%子法人等のうち、資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和 8 年 4 月 1 日施行
	【賃上げ促進税制の見直し】 法人税における賃上げ促進税制の見直しに合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件を見直した上、3 年延長	令和 6 年 4 月 1 日施行 (ただし、条例改正は不要)
森 林 環 境 譲 与 税	【森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し】 「私有林人工林面積」の譲与割合を 5.5 割（現行：5 割）、「人口」の譲与割合を 2.5 割（現行：3 割）に見直し	令和 6 年 4 月 1 日施行 (ただし、条例改正は不要)
軽油引取税	【軽油引取税の課税免除の特例措置の延長】 軽油引取税の課税免除の特例措置を 3 年延長 ただし、マリンレジャー等に使用される自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）は、1 年の経過措置を定めた上で対象から除外	令和 6 年 4 月 1 日施行
不動産取得税	【不動産取得税の特例税率等の延長】 ○ 住宅及び土地に係る税率の特例措置（4%→3%）を 3 年延長 ○ 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（2分の1）を 3 年延長	
狩 猟 税	【狩猟税の課税免除等の特例措置の延長】 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除等の特例措置を 5 年延長	

※ 税目のうち森林環境譲与税に係る改正については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正によるもの、それ以外の税目に係る改正については、地方税法の一部改正によるもの。

3 今後のスケジュール

地方税法等の改正に伴い広島県税条例を改正する必要があるが、改正法等は県議会閉会後の令和 6 年 3 月下旬の公布が見込まれており、令和 6 年 4 月 1 日施行の内容（上記表網掛け箇所）については時間的余裕がないため、179 条専決処分により条例改正を行う。